

農薬の適正使用等の総合的な推進（組替）

2, 345（2, 513）百万円の内数

対策のポイント

農薬使用者・販売者等を対象とした講習会の実施、記帳の指導、農薬の残留状況の確認等、農薬の適正使用を徹底するための取組みを推進するとともに、食の安全の確保にかかる行動指針等の策定に向けた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証を支援します。

（ポジティブリスト制度）

食品衛生法に基づき、原則として国内外で使用されている全ての農薬について、残留農薬基準を設定し、基準を超える食品の販売等を禁止する制度です。

農薬については、引き続き、農畜水産物の生産段階において適正な使用や管理を行なうことが重要です。

政策目標

農薬の安全かつ適正な使用の確保を通じた
農畜水産物の安全の確保

1. 事業内容

（1）農薬の適正使用・管理の徹底

農薬の適正使用・管理にかかる指導を徹底するために実施する取組を推進します。具体的には、以下の活動に対して支援します。

- ① 農薬使用者への講習・指導及び使用等実態調査、農薬適正使用アドバイザーの育成、農薬販売者への指導の実施、指導等の進捗状況の管理
- ② 農薬の飛散状況、農作物及び土壌等への残留状況等の調査
- ③ 埋設農薬の処理に係る行動計画等の管理

（2）行動指針等の策定に向けた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証

食の安全及び消費者の信頼確保並びに食料の安定的な供給を図る観点から行う行動指針等の策定のために、土壌調査や農作物のモニタリングによる実態把握及び原因究明、リスク管理技術の評価・検証を行います。

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率 定額（1／2以内）

4. 事業実施期間 平成17～21年度

5. 平成20年度概算決定額

食の安全・安心確保交付金 2, 345（2, 513）百万円の内数

【担当課：消費・安全局 農産安全管理課】